

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第18号

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項本文中「第10条」を「第9条」に改める。

第4条第1項第1号ア中「その他」の右に「廃職若しくは」を加え、同条第6項中「前項の」を「前2項の」に改める。

第6条第2項第1号中「もの及び」を「もの並びに」に、「第2条第4号又は第5号」を「第2条第2号の規定による休職の期間及び同条第4号又は第5号」に改め、同項第2号中「で、教育長が必要と認めるもの」を削る。

第7条第3項中「となる職員」を「となる教職員」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「掲げる期間」を「に掲げる期間」に改め、同項第2号中「第6条第2項第3号」を「第6条第2項第4号」に改める。

第10条前段中「退職手当条例施行規則」を「京都市職員退職手当支給条例施行規則（以下「退職手当条例施行規則」という。）」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を加え、附則に次の4項を加える。

(経過措置)

2 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）又は京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受けていた教職員であって、引き続き教職員条例の適用を受けるもの（以下「切替教職員」という。）がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した場合の別表第1の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 施行日から平成30年3月31日までの間に退職した切替教職員 別表第1甲の欄中「46.98」とあるのは「47.0105」と、「48.285」とあるのは「48.5765」とする。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に退職した切替教職員 別

表第1甲の欄中「48. 285」とあるのは「48. 4765」とする。

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に退職した切替教職員 別表第1甲の欄中「48. 285」とあるのは「48. 3765」とする。

3 切替教職員が旧義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律に基づき承認を受けていた育児休業については、育児休業法に基づき承認を受けていたものとみなして、退職手当を計算する。

4 退職の日において教職員条例附則第2項又は第3項の規定による給料が支給されている切替教職員にあつては、別に定めるところにより、当該給料が支給されていることを考慮して、必要な調整措置を行うことができる。

5 第2項から前項までに規定するもののほか、切替教職員がこの規則の規定による退職手当の支給を受ける場合において、当該退職手当の額が、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第31号）又は京都市教職員の給与等に関する条例の規定により計算した退職手当の額との均衡を失すると認められるときは、別に定めるところにより、必要な調整措置を行うことができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)